

「多文化共生理解促進事業委託業務」公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年10月16日

県民政策課多文化共生担当課長

1 業務の概要

(1) 業務名 多文化共生理解促進事業委託業務

(2) 業務の目的

長野県における外国人住民数は、令和7年12月末時点で約5万人と過去最高を記録しており、地域社会、職場、学校等において外国人住民と接する機会が増加している。今後も外国人県民の地域への定着が進むことが見込まれる中、文化的背景や価値観の違いによる誤解や隔たりを防ぎ、安心して暮らせる地域社会を実現するためには、外国人県民と日本人県民が対話を通じて互いの考えや生活背景を知り、理解を深める機会を創出することが重要である。

そのため、「多文化共生×アート」をテーマに在留外国人や多文化共生を題材とした映画の上映と鑑賞後の対話の会を2回開催し、外国人県民と日本人県民の対話による相互理解を促進することにより、誰もが地域社会の一員として安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

(3) 業務内容

- ア 事業全体の企画・運営管理
- イ 映画上映に係る権利処理及び素材手配
- ウ 各上映会の企画
- エ 対話の会の企画・運営
- オ 広報及び参加者募集
- カ 多文化共生の視点を踏まえた参加環境の整備
- キ 会場及び当日運営
- ク 関係団体等との連絡調整
- ケ 効果検証の企画・実施
- コ 報告書の作成

(4) 仕様等 別添「多文化共生理解促進事業委託業務仕様書（案）」のとおりに

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 提出書類は、下記の順序で企画書を作成し、通しページを付してください。
- ② 企画書は、仕様書（案）の内容を踏まえた上で、次の表の項目に関して記載してください。

番号	項目	提出資料に記載する事項
1	現状認識・基本方針	本業務の目的、多文化共生に関する基本的な考え方、対象者及び伊那市・上田市の地域特性を踏まえた業務の実施方針
2	上映会の全体企画	2回の上映会の全体コンセプト、各回の企画内容、上映作品のテーマ、参加者層及び開催地域の特性を踏まえた構成、時間配分、対話のテーマ及び進行方法
3	対話の会の手法	鑑賞後の対話の会の進行方法、参加人数や言語状況に応じた手法、ファシリテーター等の配置、参加者が安心して発言できる環境づくり
4	上映権処理・会場運営	上映許諾、上映素材の手配、会場・機材の調整、上映前の映像・音声・字幕等の動作確認、当日運営、安全確保及び機器不具合等への代替対応
5	広報・参加者募集	伊那市及び上田市を中心とした広報計画、チラシ、ポスター、Web、SNS、地域情報媒体、関係団体のネットワーク等の活用方法
6	やさしい日本語等・参加環境	対象者の状況に応じたやさしい日本語等による分かりやすい情報提供、外国人県民及び日本人県民その他多様な参加者が参加しやすい環境づくり
7	実施体制・連絡調整	配置予定者の役割、類似業務の実績、委託者、伊那市、上田市、会場その他関係団体等との連携方法、委託者への報告・協議体制
8	工程管理・リスク対応	契約締結後から履行期限までの工程表、進捗管理、事故、苦情、個人情報漏えい、著作権上の問題等への対応
9	効果検証・成果整理	参加前後の意識等の変化を比較できる調査方法、調査項目、実施時期、回収方法、外国人県民・日本人県民それぞれの属性等を踏まえた集計・分析方法、対話で出された意見等の整理、成果・課題・改善点の分析及び今後の展開への活用方法
10	経費見積・独自提案	経費見積及び積算内訳（伊那会場の使用料等は共催により無料となる見込み、上田会場の使用料等は県主催事業に係る減免措置が適用される見込みだが費用負担が生じる予定であることを踏まえたもの）、仕様を上回る独自提案

(6) 業務の実施場所 長野県伊那文化会館小ホール及び上田文化会館ホール・中央公民館会議室

(7) 履行期間又は履行期限 契約日から令和9年2月19日まで

(8) 費用の上限額 2,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 5 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (9) プレゼンテーション及びその後の打合せ等への出席ができること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（3 (5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式 様式第 3 号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式 様式第 3 号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県県民文化部県民政策課 多文化共生係（県庁本館 7 階） 担 当 小林 電 話 026-235-7132 メール tabunka@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和 8 年 10 月 26 日（月）（土曜日、日曜日及び休日は除く、午前 9 時から午後 5 時まで。）
 - ② 提出先 3 (4) に同じ。（メールも同様）
 - ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。ただし、郵送の場合は提出期限までに県民政策課多文化共生係に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認してください。
- (6) 応募資格要件の審査 応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6 (5) ①）の3日前までに、書面により県民政策課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により県民政策課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3 (4) に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中。（土曜日、日曜日及び休日は除く、午前9時から午後5時まで。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和8年10月22日（木） 14時00分～
- (2) 開催場所 Web会議システムによるリモート説明会
- (3) 注意事項 説明会への参加を希望する場合は、3 (4) の担当課へ令和8年10月21日（水）までにメールで連絡してください。参加URLについては、参加希望者のメールアドレス宛に個別にお知らせします。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
- (2) 受付期間 令和8年10月28日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日は除く、午前9時から午後5時まで。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 令和8年10月30日（金）までにメールにより回答するものとし、県民政策課多文化共生担当課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、長野県公式ホームページにおいても公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式
様式第8号の附表（例）による。

(3) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、会場使用料及び附属設備使用料等を含め、本業務の実施に必要な一切の経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメールにより回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年11月4日(水)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3(4)に同じ。(メールも同様)
- ③ 提出部数 持参、郵送の場合は6部
- ④ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに県民政策課多文化共生係に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目	評価内容	配点
1 業務の内容	・ 本業務の目的及び仕様書の内容を十分に理解し、これらを満たす提案であること。 ・ 2回の上映会について、上映作品のテーマ、参加者層及び開催地域の特性を踏まえた構成、時間配分、対話のテーマ及び進行方法が具体的かつ効果的であること。 ・ 鑑賞後の対話の会について、参加人数や言語状況に応じた手法、ファシリテーター等の配置など、外国人県民と日本人県民の相互理解を促進する工夫がなされていること。 ・ 上映許諾及び上映素材の手配、会場・機材の調整、上映前の映像・音声・字幕等の動作確	40

	認、当日運営及び機器不具合等への代替対応が具体的かつ適切であること。 ・伊那市及び上田市を中心に、外国人県民及び日本人県民の双方に情報が届くよう、効果的な広報及び参加者募集の方法が提案されていること。 ・対象者の状況に応じ、やさしい日本語等を用いて必要な情報を分かりやすく提供するなど、多様な参加者が参加しやすい環境づくりに配慮されていること。 ・委託者、伊那市、上田市、会場その他関係団体等との連携・調整を踏まえた実施内容となっていること。 ・事業参加前後の意識等の変化を比較できる効果検証の方法が具体的であり、外国人県民及び日本人県民それぞれの意識や気づき、対話で出された意見等を適切に整理・分析し、成果、課題、改善点及び今後の展開につなげる提案であること。	
2 業務の実施体制	・業務を適切に実施できる人員配置及び役割分担となっていること。 ・委託者、伊那市、上田市、会場、上映権者、登壇者その他関係団体等との連絡調整、報告及び協議を適切に行える体制となっていること。 ・実施スケジュールが具体的かつ現実的であり、進捗、課題及びリスクを適切に管理できること。	15
3 業務についての経験若しくは技術的適性の有無に関する事項	・委託業務の実施に必要な知識、技術及びノウハウを十分に有していること。 ・同種又は類似業務の履行実績があり、その経験を本業務に活用できること。	15
4 業務に要する経費及びその内訳	・業務の実施に必要な経費が適切に見積もられ、積算内訳が明確かつ妥当であること。	15
5 その他業務等の目的を達するために有効な事項	・提案に独自性があり、業務の目的達成及び効果向上につながる工夫が盛り込まれていること。	15
合 計		100

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和8年11月10日（火） 14時～ 県民政策課打合せ室（県庁本館7階）

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により県民政策課多文化共生担当課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により県民政策課多文化共生担当課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、県民政策課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8)②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により県民政策課多文化共生担当課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により県民政策課多文化共生担当課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、県民政策課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否

必要とします。

- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県県民文化部県民政策課 多文化共生係（県庁本館7階） 担 当 小林 電 話 026-235-7132 メー ル tabunka@pref.nagano.lg.jp
--

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。